

(重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為)

適用例: 銘柄を指定し、対価を支払って作成依頼したアナリストレポートにつき、その旨を表示することなくウェブ上に掲載した場合

< 事例 >

X証券は、情報提供会社に対し、銘柄を指定の上、対価を支払ってアナリストレポートの作成を依頼したが、当該アナリストレポートがそうした事情の下で作成されたことを表示することなく、当社のウェブ上に掲載した。

< 論点 >

当該アナリストレポートの掲載に際し、証券会社が自ら銘柄を指定の上、対価を支払って作成を依頼したアナリストレポートである旨を表示しないことが、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為(証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第1号)にあたると思われるか。

< 判断内容 >

証券会社が自社以外の情報提供会社等に銘柄を指定した上で、対価を支払って又はその約束をしてアナリストレポートの作成を依頼した場合、当該アナリストレポートにおいて当該銘柄の評価等につき、中立性が損なわれた内容となるおそれもあることから、証券会社がアナリストレポートの作成を依頼する際に、証券会社が銘柄を指定した上で、対価の支払い又はその約束がなされたか否かは投資家にとって投資判断のための重要な事項に該当する。

したがって、証券会社が自社以外の情報提供会社等に銘柄を指定した上で、対価を支払って又はその約束をして作成を依頼したアナリストレポートをウェブ上に掲載する場合には、当該アナリストレポートの独立性に関し、投資家に対して誤解を生ぜしめないよう、当該アナリストレポートは、当該証券会社が銘柄を指定した上で、対価を支払って又はその約束をして作成された旨を表示すべきであり、その旨の表示をすることなく当該アナリストレポートをウェブ上に掲載する行為には同号が適用されるものと考えられる。